

産業廃棄物の保管に関する基準



保管場所に囲いがある

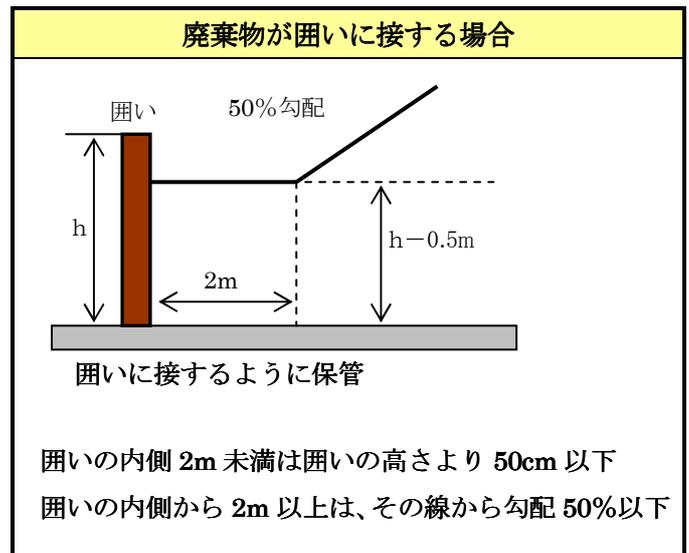
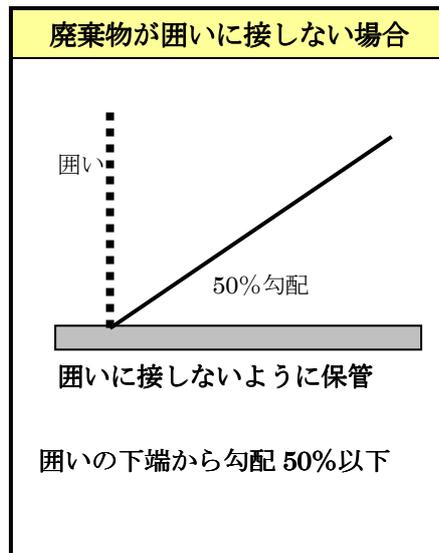
- 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は構造耐力上安全であること

見やすい場所に掲示板を設置する

- 寸法 60cm×60cm 以上
- 表示内容
 - 産業廃棄物の保管の場所である
 - 保管する産業廃棄物の種類
 - 管理者氏名又は名称、連絡先
 - 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げの最大高さ

産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭の防止

- 汚水による汚染の防止
 - ・ 排水溝等の設置
 - ・ 不浸透性の材料による底面の被覆
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げの高さを制限



ねずみ、蚊、はえなどの発生防止

石綿含有産業廃棄物の保管に係る措置

- 石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合しないように仕切り等の設置
- 石綿含有産業廃棄物の飛散防止
 - 覆いを設ける
 - 梱包する など